


産業遺産の保存と活用に関する調査

整理番号	⑪	名称	北炭幌内炭砒布引立坑櫓跡		分類	炭鉱関連施設
写 真		所在地	三笠市幌内奔幌内町		建築年等	1924（大正13）年
		構造			設計者	
		見学可否	敷地内立入は許可を要する		施工者	
		文化財等の登録・指定内容	2007（平成19）年近代化産業遺産群			
		アクセス方法	市営バス・幌内1丁目から徒歩40分			
解 説	<p>・立坑櫓仕様</p> <p>入気立坑：円形、内径4.86m、深さ291m、築壁レンガ巻、厚さ48.6cm、高さ20m、着工 1917（大正6）年</p> <p>排気立坑：円形、内径3.96m、深さ291m、築壁レンガ巻、厚さ36.2cm、高さ20m、着工 1920（大正9）年</p> <p>・大正時代、北炭夕張炭鉱に次ぐ生産規模を有していた布引立坑櫓の跡。昭和9年当時の出炭規模は800トン/日。1952（昭和27）年には選炭工場に直結する斜坑（二段折り返し・全長3220m）が新設され、布引坑・養老坑を結ぶ連絡坑道も完成しました。1967（昭和42）年に新立坑（幌内炭鉱立坑）が完成するまで、幌内炭鉱全体の中心的な役割を果たした立坑でした。</p> <p>・この立坑は、炭鉱写真や市町村史等の中にたびたび紹介されるなど、良く知られた施設でしたが、幌内炭鉱閉山後、解体され、現在は、立坑基礎部分と風洞トンネル、レンガ貼コンクリート造の捲き場（北炭幾春別炭鉱のものよりも大型）が残るのみとなっています。</p>					
施設の現存状況	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> （解体年）					
所 有 者	実態なし（底地は道有地）		管 理 者			
施設の管理方法 （いずれかに○）	1 市町村自ら管理 2 市町村から民間会社に指定管理・委託により管理 3 所有者が管理 <input checked="" type="radio"/> 4 その他 （管理していない）		施設の管理状況 （複数回答可）		1 市町村職員が行う草刈り・除雪等 2 屋根の防水工事など、必要に応じて修繕 3 特に何もしていない <input checked="" type="radio"/> 4 その他 （ ）	
施設の活用方法 （複数回答可）	1 教育施設として活用 2 観光施設として活用 <input checked="" type="radio"/> 3 一般開放していない 4 その他 （ ）		自由記載：			
施設の今後の活用方法について （複数回答可）	1 文化財等へ登録・指定（国・市）※注1 2 施設のリニューアル 3 現状維持（維持補修を含む） 4 日本遺産の認定 5 世界遺産登録 6 解体撤去 7 未定 <input checked="" type="radio"/> 8 その他（活用の予定はない）		自由記載： 敷地が北海道の敷地になっており、現地には入林許可やゲート開放などが必要になることから、立ち入ることができない。 また草刈り等の維持管理等も難しいことから、活用については難しい状態。 現地へ行く道が倒木などによって寸断されている。 熊の出没が多い地域であり、熊との遭遇のリスクがある。			
他地域との連携した取組について 「炭・鉄・港」など （いずれかに○）	1 すでに他地域と連携している（具体的な内容： ） 2 検討中 3 現時点では連携実施していない <input checked="" type="radio"/> 4 その他（具体的な内容： ）					
施設を活用する上での課題 （複数回答可）	1 知名度が不足している 2 魅力的な展示方法がわからない 3 施設を解説できる人材が高齢化し、不足している 4 施設を補足説明する写真や資料等がない 5 施設が老朽化しており、修繕に多額の費用がかかる <input checked="" type="radio"/> 6 その他（具体的な内容： ）					
施設の画像の有無 （該当するものに○）	静止画	有：デジタル写真				
	動 画	無				
産業遺産の保全と活用について	＊産業遺産の保全と活用についての質問や意見等があれば、記載してください。 捲揚室や立坑櫓跡、風洞など、見た目にもスケール感があり炭鉱遺産として、非常に魅力的で価値の高いものであるが、現地へのアクセスが困難で許可等も必要になる。また、草刈り等もされていないことから、夏場については、その場所を知らないとたどり着けないため、道が進めている取り組みにより定期的な開放日や見学日などを設定し、見学可能な日程を設けて欲しい。					

注1 「文化財等の登録・指定等」には景観法に基づく景観重要建造物の指定や、各市独自の保存制度も含む。

産業遺産の保存と活用に関する調査

整理番号	⑫		名称	北炭幾春別炭鉱錦立坑櫓	分類	炭鉱関連施設	
写 真		所在地	三笠市幾春別山手町	建築年等	1920（大正9）年頃		
		構造	鉄骨造	設計者			
		見学可否	可能	施工者			
		文化財等の登録・指定内容	2007（平成19）年近代化産業遺産群 2013（平成25）年選奨土木遺産				
		アクセス方法	中央バス・幾春別町停留所から徒歩20分				
解 説	<ul style="list-style-type: none"> 立坑櫓仕様：円形、内径4.85m、高さ10m、深さ197m、築壁レンガ捲、厚さ43cm 北炭幾春別炭鉱錦鉱の立坑で、現存する立坑櫓の中では道内最古のものです。 幾春別川左岸の丘陵地、かつての生産拠点に設置された立坑です。 石狩炭田南部の幾春別地区に属し、幾春別川上流に位置していた北炭幾春別炭鉱は、1880（明治13）年に炭層が発見された後、1885（明治18）年6月に幌内炭鉱に次いで官営により開鉱に着手されましたが、まもなく中断。その後、1889（明治22）年11月に設立された北海道炭礦鉄道の経営となりました。 大正初期の出炭規模は8～9万トン/年、1919（大正8）年以降は10万トン台に達し、1942（昭和17）年には18万トン/年を記録しました。 1953（昭和28）年8月に採炭を中止し、保坑に努めていましたが、その後、上流の桂沢ダム建設計画や自然発火などにより1957（昭和32）年3月に廃鉱となりました。 幌内炭鉱布引鉱とほぼ同じ時期に開削された歴史ある立坑で、掘進作業にが削岩機が使用されました。 三笠ジオパーク野外博物館エリア内にあり、安全に見学できるように整備が行われている他、解説板が設置されており、立坑櫓の歴史や仕組みなどがわかるようになっています。 						
施設の現存状況	有 無（解体年）						
所 有 者	実態なし（底地は道有地（保安林））			管 理 者			
施設の管理方法 （いずれかに○）	① 市町村自ら管理 2 市町村から民間会社に指定管理・委託により管理 3 所有者が管理 4 その他 （ ）			施設の管理状況 （複数回答可）		1 市町村職員が行う草刈り・除雪等 2 屋根の防水工事など、必要に応じて修繕 3 特に何もしていない ④ その他 （三笠市・三笠ジオパーク推進協議会による管理）	
施設の活用方法 （複数回答可）	① 教育施設として活用 ② 観光施設として活用 3 一般開放していない ④ その他（ジオツアーとして活用）			自由記載：			
施設の今後の活用方法について （複数回答可）	① 文化財等へ登録・指定（国・市）※注1 2 施設のリニューアル ③ 現状維持（維持補修を含む） 4 日本遺産の認定 5 世界遺産登録 6 解体撤去 7 未定 8 その他（ ）			自由記載： 道有林敷地内にあり、ジオパーク関連の工事等は許可を得て実施している。三笠市でH24年より継続実施している炭鉱遺産学術調査により、非常に価値が高いと評価されていることから、今後文化財の取得などを目指したいが、炭鉱遺産については、所有者不明となっており、維持補修等も出来ない状態。			
他地域との連携した取組について 「炭・鉄・港」など （いずれかに○）	1 すでに他地域と連携している（具体的な内容： ） 2 検討中 ③ 現時点では連携実施していない 4 その他（具体的な内容： ）						
施設を活用する上での課題 （複数回答可）	1 知名度が不足している 2 魅力的な展示方法がわからない 3 施設を解説できる人材が高齢化し、不足している 4 施設を補足説明する写真や資料等がない ⑤ 施設が老朽化しており、修繕に多額の費用がかかる ⑥ その他（具体的な内容：今後の活用方法…自由記載欄参照 ）						
施設の画像の有無 （該当するものに○）	静止画	有：デジタル写真					
	動 画	無					
産業遺産の保全と活用について	*産業遺産の保全と活用についての質問や意見等があれば、記載してください。						

注1 「文化財等の登録・指定等」には景観法に基づく景観重要建造物の指定や、各市独自の保存制度も含む。

